

指導要綱に基づく産業廃棄物処理施設の維持管理基準の一部改正について

H28. 8 廃棄物対策課

1 改正の趣旨

栃木県廃棄物処理に関する指導要綱（以下「指導要綱」という。）の規定により、廃棄物処理施設の維持管理については、産業廃棄物の処理施設の維持管理に関する基準（以下「維持管理基準」という。）を定め、設置者に対して維持管理基準に従い適切に廃棄物処理施設を管理・運営するよう指導することにより、当該施設周辺の生活環境の保全を図っている。

このたび、一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める省令（以下「最終処分場基準省令」という。）の一部改正に伴い、指導要綱に基づく維持管理基準について所要の改正を行うものである。

2 改正の概要

最終処分場基準省令の一部改正に伴い、「栃木県廃棄物処理に関する指導要綱」第 32 条の規定により、知事が別に定めるとしている維持管理基準の別表 3 の一部を改正する。

(1) 基準値の変更

項 目	基準値
トリクロロエチレン	0.01 mg/L（現行 0.03 mg/L）

(2) 項目名の変更

項 目	変更後
塩化ビニルモノマー	クロロエチレン（別名塩化ビニル又は塩化ビニルモノマー）

3 施行日

平成 28 年 9 月 15 日。ただし、2-(2)については平成 29 年 4 月 1 日。